

暮らしく

新しい民泊制度がスタートしました!

～ 利用の際には、契約条件をしっかりと確認しましょう ～

平成30年6月に住宅宿泊事業法(以下「民泊新法」という。)が施行され、新たな民泊制度がスタートしました*。この新たな宿泊スタイルは、多様な宿泊ニーズへの対応や、空き家の有効活用といった面で期待が高まる一方で、キャンセル料の支払など民泊利用に関するトラブルや、「民泊で簡単に儲かると言われて契約したが、儲からないので解約したい。」などの民泊ビジネスに関するトラブル、「夜中の騒音がうるさい。」などの近隣住民とのトラブルが発生しています。

民泊の利用の際には、利用条件や宿泊条件をよく確認しましょう。

民泊:一般的に住宅(戸建住宅や共同住宅等)の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指す。

* 都道府県知事等へ届出を行うことにより、旅館業法の許可が無くても住宅に人を有償で泊めることができるようになりました。

届出を行っている住宅(以下「届出住宅」という。)には、玄関等に所定の標識(右図)を掲示することが義務付けられています。

なお、届出住宅の所在地は、生活衛生課Webページ「民泊(住宅宿泊事業)について」(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/minpaku-todokede.html>)に掲載しています。違法民泊を利用しないよう、標識等をご確認ください。

また、民泊制度に関するお問合せは、県保健所のほか、民泊制度コールセンター(0570-041-389)でも受け付けています。



【健康福祉部生活衛生課】

相談事例

● インターネットの予約仲介サイトで宿泊料が安い民泊の部屋を見つけて予約したところ、予約した後で宿泊料の他に清掃料がかかることが分かった。

清掃料がかかるのであればキャンセルすると申し出ると、キャンセル料として宿泊料の全額を請求されたが、予約直後のキャンセルで宿泊料の全額を支払うのはおかしいのではないかと悩んでいる。

● 「民泊で簡単に儲かる」と勧誘され、高額なマニュアルを購入して副業で民泊を始めたが儲かりそうにない。騙されたと思うのでマニュアルの購入費用を返金してほしい。

● 居住マンションの一室が民泊として利用されているが、夜中に騒いで迷惑だ。また、居住者以外の人が入り出すため、防犯上も心配だ。



民泊に関する
アドバイスは次のページへ

民泊に関するアドバイス



【あいち暮らしWEB
キャラクター ピッピ】

1 宿泊先が民泊新法に基づく届出住宅であるかどうかを事前に確認しましょう。

違法民泊では、宿泊先の安全面・衛生面の確保がされていなかったり、緊急時の連絡体制が十分でない恐れがあります。宿泊先が民泊新法に基づく届出住宅であるかどうか、届出先の自治体Webページや所定の標識、民泊新法に基づいて登録を受けた「民泊仲介業者」が運営する予約仲介サイト※等で事前に確認しましょう。 ※「民泊仲介業者」が運営する予約サイトには、民泊新法に基づく届出住宅が掲載されています。

2 予約前には、支払金額の総額やキャンセル規定を十分確認しましょう。

予約サイト等に表示された支払金額の総額やキャンセル規定等について、消費者が十分理解しないまま予約し、トラブルとなるケースが多く見られます。予約前には、支払総額・キャンセル規定等についてよく確認しましょう。

3 事前に鍵の受け渡し方法を確認し、宿泊時には室内の衛生状態を確認しましょう。

鍵の受け渡しが上手くいかなかったり、宿泊施設の衛生管理が不十分で宿泊できないケースも見られます。鍵の受け渡し方法や緊急連絡先は事前に確認し、衛生管理や備品の管理が不十分な場合は、民泊業者に申し出るようにしましょう。

4 「民泊で簡単に儲かる」といったセールストークには注意しましょう。

「民泊で誰でも簡単に儲かる」と勧誘されて民泊ビジネスの契約をしたものの、儲かる見込みがないといったケースも見られます。儲け話には少なからずリスクがあることを理解し、契約は慎重に判断しましょう。

5 民泊に関する契約トラブルに遭った場合は、消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう。

【県民文化部県民生活課】

健康福祉部生活衛生課からのアドバイス

民泊に関する騒音等については、民泊事業者、民泊管理事業者（標識に書かれた緊急連絡先）又は民泊事業を行う住宅の所在地を管轄する保健所にお問合せください。

借金の返済で
お悩みの方へ

11月は「愛知県多重債務者相談強化月間」です

消費生活相談員、弁護士、司法書士が多重債務問題解決のお手伝いをさせていただきます。

一人で悩みを抱え込まず、まずは市町村の多重債務相談窓口又は愛知県消費生活総合センター（052-962-0999）にお気軽にご相談ください。（専門家の相談は予約制）

相談内容によっては、適切な他機関をご案内する場合があります。

相談は無料・秘密厳守です。

債務整理の方法には、次の4つがあります。

任意整理

裁判所を利用しないで、弁護士等が代理人となり債権者と和解交渉をする方法

特定調停

自分で簡易裁判所に申し立て、調停で合意した返済計画に基づき返済する方法
弁護士等に手続きを依頼することも可能

個人再生

民事再生法による再生手続で、裁判所が認めた借金返済の再生計画に基づき債務を返済する方法

自己破産

地方裁判所に申し立て、自らの財産をお金に換えて、その範囲内で借金を返済し、残りの借金については免責を認めてもらう方法



【県民文化部県民生活課】

還付金等詐欺のターゲットが60歳代に変化!?

～増加する還付金等詐欺に注意!!～

県内では、役所をかたって「医療費や健康保険料の還付金がある。」などと電話し、還付金の振込手続きと思わせてATMから振込(=送金)させる還付金等詐欺の被害が増加しています。

還付金等詐欺の被害者は、これまでは70歳代、80歳代が多くを占めていましたが、**平成30年上半期は、被害者の7割以上が60歳代**となっています。

市役所等の公的機関がATM等を操作させて還付金の手続きを行うことはありません。公的機関からの電話があった際には、一旦電話を切り、自分で調べた先に電話をかけ直して確認するなどの対応をお願いします。

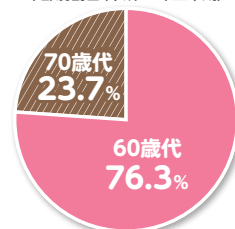
被害に遭わないためには、日頃から最新の傾向を把握し、自分もだまされるかもしれないと意識しておくことも大切です。

こうした特殊詐欺の被害状況や被害防止対策は、「[県警ホームページ](#)」への掲載のほか、[県警メールマガジン「パトネットあいち」](#)、[県警公式ツイッター「あんあん情報」](#)でも配信しています。ぜひ、ご登録・ご確認いただき、被害の防止にお役立てください!



コノハけいぶ

還付金等詐欺の被害者
年齢別割合(平成30年上半期)



【県警本部生活安全総務課】

**不審な電話を受けた時は、
警察専用電話「#9110」にご相談ください!**

平成30年度愛知県・消費者行政新未来創造オフィス 消費者教育推進フォーラムにご参加ください!

**参加費
無料**

成年年齢の引下げを見据え、消費者教育の重要性が一段と高まっています。

愛知県では、消費者教育に携わる多様な関係者の理解を深めるとともに、国と地域が連携した先進的取組について情報共有することにより、学校等における実践的な消費者教育の展開につなげるため、消費者庁と共催し、フォーラムを開催します。

これからの消費者教育を一緒に考えてみませんか。入場は無料です。多数のご参加をお待ちしています!

日 時:平成30年11月22日(木)午後2時から4時20分まで

場 所:愛知県自治センター 12階 会議室E(定員100名)

主な内容:

報告(消費者庁) 「消費者行政新未来創造オフィスの成果について」

**基調講演 「民法改正を踏まえた若年者への消費者教育のあり方について
～徳島での実証を経て～」**

講師 国立大学法人鳴門教育大学大学院 学校教育研究科 准教授 坂本有芳

パネル 「これからの若年消費者教育のあり方について」

パネルディスカッション コーディネーター 国立大学法人 鳴門教育大学大学院 学校教育研究科 准教授 坂本有芳

パネリスト 愛知県及び徳島県の高等学校教諭

対 象:消費者教育関係者及び一般の方

**申込み
問合せ先** 県民文化部県民生活課消費者教育・啓発グループ
電話:052-954-6603



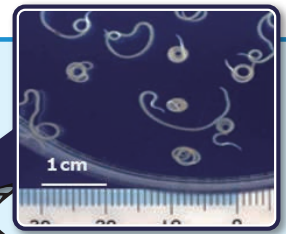
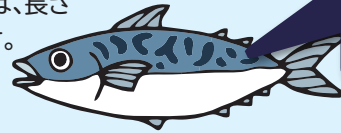
坂本 有芳 准教授



【県民文化部県民生活課】

アニサキスによる食中毒を予防しましょう

アニサキス(幼虫)は、サバなどの魚介類に寄生する寄生虫で、大きさは、長さ2~3cm、幅は0.5~1mmくらいで、白色の少し太い糸のように見えます。
アニサキスによる食中毒は、激しい腹痛を生じます。
魚介類を食べる場合は、次のポイントに気を付けましょう。



アニサキス(幼虫)
(出典:厚生労働省HP)

- ◆魚介類を購入する際は、新鮮なものを選び、丸ごと1匹で購入した際は、速やかに内臓を取り除く。
- ◆なるべく加熱(60℃で1分、70℃以上では瞬時的)又は冷凍(-20℃で24時間以上)する。
- ◆生(刺身等)で食べる時は、十分に確認し、アニサキス幼虫を見つけたら確実に除去する。
- ◆内臓を生で食べない。

※一般的な料理で使う食酢、醤油、わさびでは、アニサキス幼虫は死にません。

【健康福祉部生活衛生課】

「いいともあいちフェア」を開催します! /

愛知県産の農林水産物やえびせんべい等の加工食品、学生と企業の共同開発食品などを紹介・販売する「いいともあいちフェア」が開催されます。
愛知県には全国に誇る農林水産物がたくさんありますので、この機会にぜひ県内産逸品の数々をご賞味ください。



- 日 時:10月19日(金)~21日(日)午前9時から午後7時まで(最終日は午後6時まで)
- 会 場:イオンモール岡崎・イオン岡崎南店(岡崎市)

事前申込
不要

【農林水産部食育消費流通課】

エコモビ 県民の集い2018

参加者
募集!

愛知県では、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルを「エコモビリティライフ」(エコモビ)と名付け、エコモビを県民運動として推進しています。

現在、「エコモビ」の魅力や取組の紹介、実践の呼びかけを行う「エコモビリティライフ 県民の集い2018」の参加者を募集しています。



- 日 時:平成30年11月9日(金)
午後1時30分から3時30分まで
 - 会 場:愛知芸術文化センター
- ※詳しくは「エコモビ」Webページをご覧ください。

事前申込:必要
(11月2日(金)必着)
参加費:無料

エコモビ 実践 検索

【振興部交通対策課】

サムライ・ニンジャ フェスティバル2018を開催します!

全国の武将隊等による演武の他、甲冑試着・忍者体験やチャンバラバトル、殺陣教室、火縄銃・鷹狩りの実演など戦国プログラムが盛りだくさんです。

また、なごやめしや地元飲食店のブース出展もあります。連動企画として、県内の武将観光施設を巡ってスタンプを3つ集めるとイベント当日、先着抽選で豪華景品が当たるスマートフォン向けスタンプラリーも実施します。ぜひご参加ください!

- 日 時:平成30年11月18日(日)
午前10時から午後4時まで
- 会 場:県営都市公園大高緑地

事前申込・入場料
不要

※詳しくは「サムライ・ニンジャフェスティバル2018」Webページをご覧ください。

サムライニンジャ 検索

【振興部観光振興課】

●消費生活相談窓口のご案内●

お住まいの市町村又は県で消費生活相談をお受けしています。

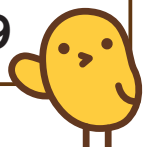
消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

※身近な消費生活相談窓口につながります。

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター
☎(052)962-0999



災害に便乗した悪質商法にご注意ください

発行/愛知県県民文化部県民生活課

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/平成30年10月